

大改正！今年の年末調整のポイントは？

●給与所得控除と基礎控除の増額

◆給与所得控除の最低保証額を10万円増額

給与所得控除の最低保証額は、「給与収入162万5,000円以下：55万円」から「給与収入190万円以下：65万円」へと10万円増額されて、対象者も増えました。

◆基礎控除は48万円から最大95万円へ増額

基礎控除は合計所得2,350万円以下を対象に増額され、一律48万円から、所得に応じ58万円から最大で95万円に増えました。なお合計所得2,350万円超の基礎控除について改正はありません。

合計所得金額	給与収入	基礎控除額		
		令和7年 令和8年	令和9年 以後	改正前
132万円以下	2,003,999円以下	95万円	95万円	
132万円超 336万円以下	~4,751,999円以下	88万円		
336万円超 489万円以下	~6,655,556円以下	68万円		
489万円超 655万円以下	~8,500,000円以下	63万円		
655万円超 2,350万円以下	~25,450,000円以下	58万円		
2,350万円超 2,400万円以下		48万円	48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円	16万円	16万円
2,500万円超		0円	0円	0円

●扶養家族の年収制限の緩和

いわゆる103万円の壁の撤廃で、扶養の年収制限が緩和され、所得58万円以下（給与年収なら123万円以下）の家族が対象となりました。

- 扶養控除（16～18歳の子など）：38万円
- 扶養控除（70歳以上の同居の親）：58万円
- 配偶者控除：38万円（ただし納税者自身が所得1,000万円以下の場合に限る。）など

19歳から22歳の子は親に優しい新制度登場！

“特定親族特別控除”という新しい所得控除制度も登場し、19歳～22歳の子のアルバイト収入が150万円以下（改正前は103万円）なら、親は63万円の控除がとれることに。子の年収188万円までなら低減しながらも一定の控除がとれます。

子のアルバイト収入	扶養控除／ 特定親族特別控除
0万円～150万円以下	63万円
150万円超 155万円以下	61万円
収入+5万円増に伴い、 控除額は▲10万円ずつ減少	…
175万円超 180万円以下	11万円
180万円超 185万円以下	6万円
185万円超 188万円以下	3万円

●今年の年調の注意ポイント



今回は大改正ですので、昨年の書類を参考されるとかえって混乱する可能性も…。

改正箇所をきちんとおさえておきましょう。

◆基配所から基配特所へと4つの申告書が1枚に！

“特定親族特別控除”が加わったため、

①基礎控除、②配偶者控除、③特定親族特別控除、④所得金額調整控除の4項目が1枚の書類にまとめられました。

◆3年間の基礎控除の変動に注意！

給与収入が200.4万円から850万円以下の場合、令和7年、8年の2年間だけ基礎控除が上乗せされますが、令和9年から上乗せがなくなり一律58万円に！今後3年間は、基礎控除の適用には十分ご注意ください！

◆扶養要件見直しに注意！

扶養対象かどうかは、“所得58万円以下（改正前48万円）”が判断基準となります。配偶者控除と配偶者特別控除の境界線も同様です。寡婦、ひとり親、障害者控除にも影響があるのでご注意を！

◆マル扶一令和7年分と令和8年分はココが違う！

令和7年までの“控除対象扶養親族”欄が、令和8年から“源泉控除対象親族”欄に変わります。

扶養対象となる家族（所得58万円以下）だけでなく、「所得100万円以下の特定親族（19歳～22歳の子など）」も記載することになります。